

## 議事(1) 歴史的風致維持向上計画の変更について

# 歴史的風致維持向上計画の変更

## 変更① 歴史的風致形成建造物指定候補の追加による変更

指定基準：下記の基準を満たす建造物

- ・ 重点区域内の建造物
- ・ 歴史的風致の形成に寄与しており保全が必要な建造物
- ・ 概ね昭和20年(1945)以前に建設された建造物
- ・ 以下のいずれかに該当する建造物
  - ①意匠性、技術性が優れているもの
  - ②歴史、地方、希少性等の観点から価値の高いもの
  - ③外観が景観上の特徴を有するもの

指定対象：重要文化財建造物等に指定された建造物又は重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成している建造物ではない下記の項目に該当する建造物

- ・ 国登録有形文化財である建造物
- ・ 新潟県、村上市指定の有形文化財である建造物
- ・ 新潟県、村上市指定の史跡、名勝又は天然記念物である建造物
- ・ 景観法に基づき指定された景観重要建造物
- ・ 歴史的風致の維持向上に寄与するものとして市長が特に認めた建造物



抽出条件：下記の項目に該当する建造物 ※令和元年度(平成31年度)抽出条件

- ・ 復元が困難な建造物であること
- ・ 歴史的風致との関連性が特に深い建造物であること

# 歴史的風致維持向上計画の変更

## 変更① 歴史的風致形成建造物指定候補の追加による変更

下記の2件の建造物を歴史的風致形成建造物指定候補として抽出

	建造物名	所在地	年代・構造	備考
①	山口家住宅 (主屋・門)	飯野一丁目	主屋：江戸後期・木造 門：江戸後期・木造	個人所有の茅葺屋根の武家住宅
②	大竹家・轟家住宅 (主屋)	新町	主屋：江戸後期・木造	個人所有の茅葺屋根の武家住宅

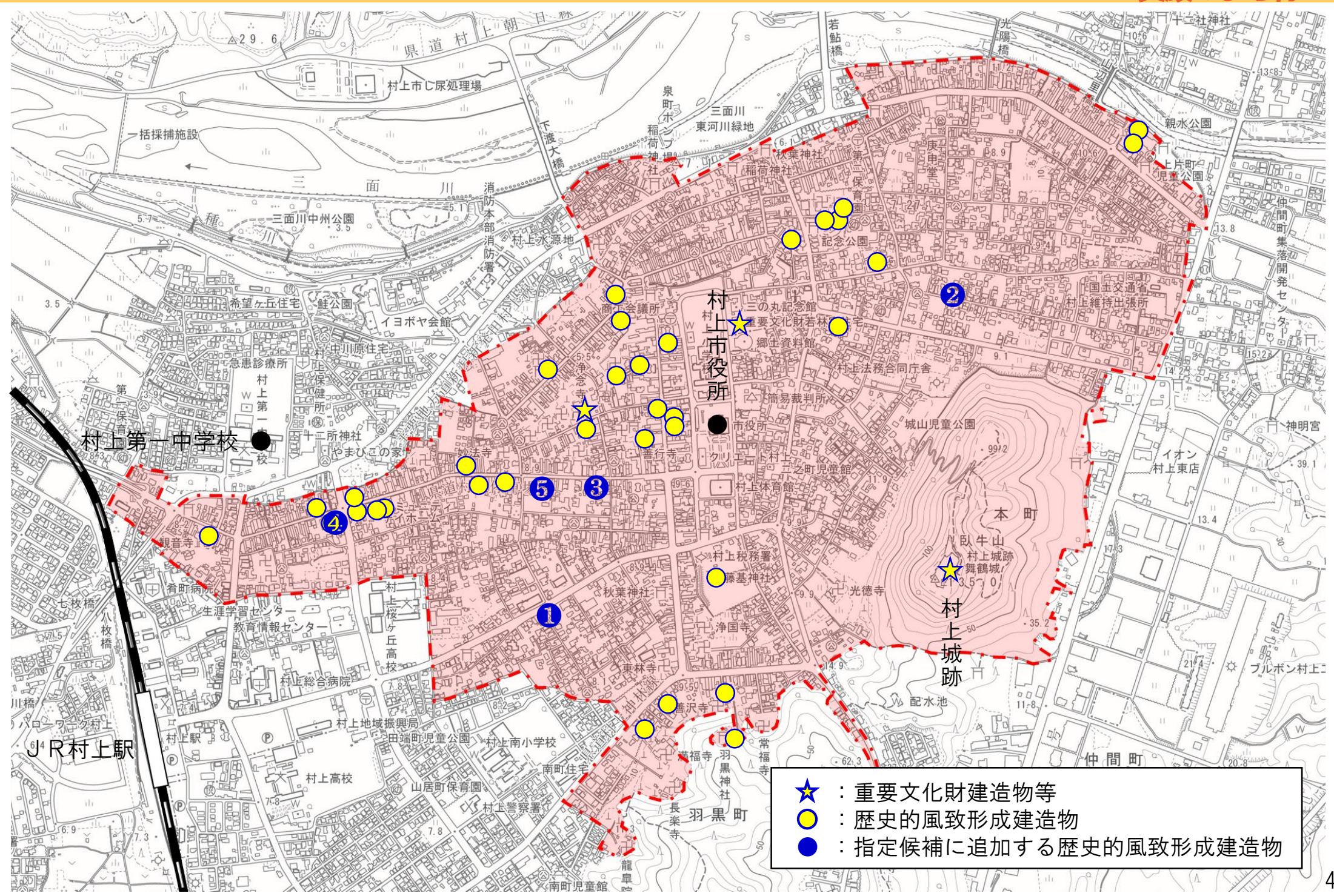
下記の3件の建造物所有者より歴史的風致形成建造物指定提案

	建造物名	所在地	年代・構造	備考
③	やすらぎ処石亀 (主屋・土蔵)	安良町	主屋：寛政3年(1791)・木造 土蔵：明治期・木造	料理店として活用
④	ゑびす屋土蔵 (土蔵)	肴町	土蔵：明治初期・木造	倉庫として活用
⑤	旧細野家住宅 (主屋)	小国町	主屋：大正14年(1925)・木造	喫茶店として活用

上記の5件の建造物を歴史的風致形成建造物に追加



# 歴史的風致維持向上計画の変更





# 歴史的風致維持向上計画の変更

## ★変更内容の概要

### 変更① 歴史的風致形成建造物指定候補の追加による変更

- ・ 指定候補に追加する下記5件の説明文と写真を追加【第2章関係】
  - ※指定候補建造物の説明文などの追加箇所
    - ・ 種川の制など鮭文化にみる歴史的風致：「やすらぎ処石亀」
    - ・ 村上城下の木と漆の匠にみる歴史的風致：「山口家住宅」「大竹家・轟家住宅」
    - ・ 北限の茶処にみる歴史的風致：「ゑびす屋土蔵」「旧細野家住宅」
- ・ 「表 歴史的風致形成建造物の指定候補」の修正【第7章関係】
- ・ 「図 歴史的風致形成建造物指定候補の分布図」の修正【第7章関係】

### 変更② 歴史的風致形成建造物の追加指定による変更

- ・ 「表 歴史的風致形成建造物に指定した建造物」の修正【第7章関係】
- ・ 「図 歴史的風致形成建造物に指定した建造物の分布図」の修正【第7章関係】

### 変更③ 歴史的風致形成建造物の利用形態の変更などによる変更

- ・ 「井筒屋旅館(鳥山家住宅)」の説明文、写真キャプションの修正【第2章関係】
- ・ 「吉川家住宅」の説明文、写真キャプションの修正【第2章関係】

### 変更④ 改元などによる事業期間等の和暦の修正など簡易な変更

- ・ 元号の変更による和暦(平成→令和)の修正【計画書全体】
- ・ 「表 村上市歴史的風致維持向上計画の検討経過」を修正【序章】
- ・ 「表 村上市歴史的風致維持向上協議会委員名簿」の修正【序章】
- ・ 歴史的風致形成建造物指定候補の説明文追加によるレイアウトの変更【計画書全体】
- ・ 「割烹吉源」の文化財標記を追加 ※記載漏れ【第2章関係】